

今週の専門用語



譲渡損益調整勘定

譲渡損益調整資産の譲渡益の繰延処理では、借方に譲渡損益調整勘定繰入額（損金）、同額の譲渡損益調整勘定が負債（貸方）に計上される。取戻し事由発生時には、譲渡損益調整勘定が借方に移り、貸方に譲渡損益調整勘定戻入額が益金として計上される。逆に譲渡損が生じた場合には、貸方に譲渡損益調整資産繰入額（益金）、同額の譲渡損益調整勘定が資産（借方）に計上され、取戻し事由発生時には譲渡損益調整勘定が貸方に移り、借方に譲渡損益調整勘定戻入額が損金として計上される。

ライツ・オフリングと公開買付規制

引受証券会社が発行会社との契約に基づき未行使分の新株予約権を行使するコミットメント型ライツ・オフリングでは、現行制度により割当時点の株券等所有割合に基づき公開買付規制が課された場合には情報提供等の観点から適当でないとして適切な手当ての検討が要請されていたもので（平成23年1月19日公表・開示制度WG報告）、このような新株予約権については行使時点で公開買付規制を適用し、引受証券会社による新株予約権の取得日から60日は株券等所有割合の対象から除外される。

株主会員制ゴルフ会員権

ゴルフ場経営会社の株式を保有することが、ゴルフ場施設の優先的施設利用権（プレー権）を有するための要件とされている場合のその株式のこと。預託金会員制ゴルフ会員権とは異なり、プレー権に加え、株主として経営に参加することができるなど、通常の株主と同様の権利を持つ。所得税法上、株主会員制ゴルフ会員権の譲渡は、株式等の譲渡による申告分離課税の対象とはされず、預託金会員制と同様に総合課税の対象とされる（措法37の10②、措令25の8②）。

10

ページ

12

ページ

15

ページ

From
編集室

◆2月16日から平成23年分所得税の確定申告が始まった。昨年3月11日に発生した東日本大震災で被災者支援のために寄附した人も多いのではないだろうか。東日本大震災に関連した寄附については寄附金控除の対象となるケースがあるので確認しておきたいところだ。◆平成23年度12月の税制改正では、更正の請求期間が延長された。これに伴い、過年分についても運用で減額更正を認める措置（更正の申出）が設けられている。◆更正の申出は、課税庁が増額更正できる期間について減額更正が認められるもの。平成20年分所得税の申出書の提出期限は平成24年3月16日までなのでチェックしておきたい。（TN）

週刊T&Amaster 第439号

2012年2月20日発行（毎週月曜発行）

【編集人】 南館茂雄

【発行人】 村田幸雄

【発行所】 株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】 新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】 販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp